

三木市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画 の策定にあたって

1 計画の策定

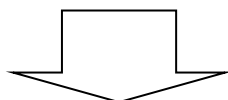
市町村は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定することが義務づけられています。

介護保険事業計画については保険給付の円滑な実施のため、3 年間を 1 期とする計画を策定しています。平成 29 年度をもって、「三木市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」の計画期間が終了となるため、新たに平成 30 年度から 32 年度までの 3 年間を計画期間とする、「三木市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」を策定します。

■市町村介護保険事業計画の策定

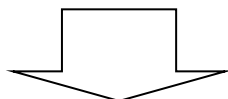
国の基本指針(介護保険法第 116 条)

- 介護保険法第 116 条第 1 項に基づき、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
- ※基本指針=計画作成上のガイドライン



市町村介護保険事業計画(介護保険法第 117 条第 2 項)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎) ※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 要介護状態になることの防止、または軽減、重度化防止
- 介護給付費の適正化
- その他の事項



保険料の設定等(介護保険法第 117 条第 3 項)

- 保険料の設定
- 介護保険事業計画に支障が出る場合には、市町村長は事業者の指定等を拒否できる。(市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。)

2. 計画の位置づけ

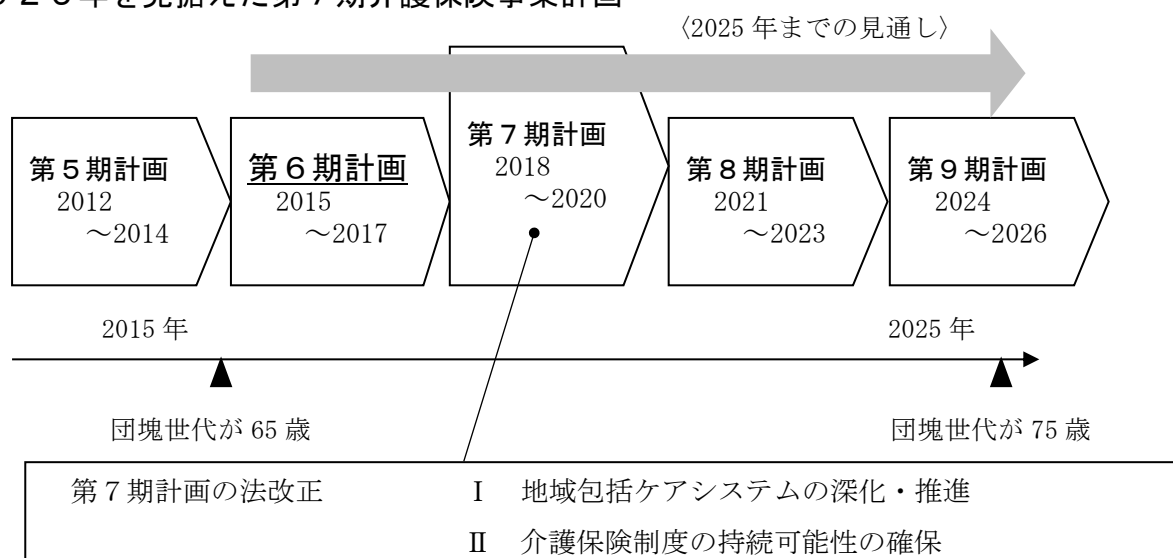
第6期（平成27年度～29年度）以降の介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置付けられ、2025年までの各計画期間（第6期～第9期）を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとなります。

第7期（平成30年度～32年度）においては、第6期で目指した具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取組を進めていくための位置付けを明らかにすることが求められています。

なお、第7期介護保険事業計画においては、平成30～32年度の3か年の第1号被保険者（65歳以上高齢者）の介護保険料の水準を決定します。

※参考	第6期（27～29年度）	保険料基準月額	5,200円
	第5期（24～26年度）	保険料基準月額	5,050円
	第4期（21～23年度）	保険料基準月額	3,980円

■ 2025年を見据えた第7期介護保険事業計画



3. 計画の策定手順

「三木市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」の策定に際し、計画策定の基礎資料とするため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査および在宅介護実態調査を実施するとともに、現行計画の計画進捗状況等の把握分析、事業実績の把握分析を基に検討を行うほか、介護保険法改正など国の動きを注視しながら策定作業を進めていきます。

また、当事者や専門的見地から、幅広い視点での協議・検討を行うため、三木市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定検討部会に諮ります。あわせて、素案作成後パブリックコメントを実施して広く市民意見の把握と反映に努めます。

高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定スケジュール

開催時期（予定）	検討内容（予定）
平成29年7月27日	社会福祉審議会全体会
平成29年8月29日	第1回検討部会 (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について (2) 計画策定に係る国・県基本指針について (3) 将来推計（人口推計、認定者数推計） (4) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果報告
平成29年10月19日 （予定）	第2回検討部会 (1) 計画及び施策展開の基本方向 (2) サービス量の現状及び推計手順について (3) 所得段階別保険料の仮試算について
平成29年11月 中旬～下旬	第3回検討部会 (1) 計画の素案について (2) サービス見込み量について
平成29年12月	パブリックコメントの募集
平成30年2月	第4回検討部会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 計画の最終案について (3) 介護保険事業費及び保険料の見込みについて
平成30年2月	第2回社会福祉審議会全体会

4. 法制度改正関係

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

(厚生労働省の資料より抜粋)

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

- ・データに基づく課題分析と対応、実績評価
- ・介護予防・重度化防止等の取り組み
- ・実績に基づく、財政的インセンティブの付与
- ・地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務付け）
- ・市町村へ居宅サービス事業者の指定権限の付与
- ・認知症施策の推進

2 医療・介護の連携の推進

- ・新たな介護保険施設「介護医療院」を創設し、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供
- ・介護療養病床の経過措置期間は6年間延長（平成29年度末→平成35年度末）

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- ・地域住民と行政との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の上位計画として共通事項を定めた、地域福祉計画策定の努力義務
- ・介護保険と障がい福祉サービスに新たに、共生型サービスを位置づけ

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- ・2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（平成30年8月から）
- | | | |
|----------|--------------|---------|
| （参考）3割負担 | 単身で年金収入のみの場合 | 344万円以上 |
| 2割負担 | 単身で年金収入のみの場合 | 280万円以上 |

5 介護納付金への総報酬割の導入

- ・2号被保険者（40歳～64歳）が負担する介護納付金が『加入者数に応じて負担』から『報酬額に比例した負担』に変更（平成29年8月分より段階的に実施）

5. 第 7 期介護保険事業計画の主な内容

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（厚生労働省資料）に示された第 7 期介護保険事業計画の主な内容は以下のとおりです。

1 計画の作成に関する基本的事項

- 市町村介護保険事業計画の基本理念等
- 介護給付等対象サービスの現状等
- 地域ケア会議における課題の検討
- 2025年度（平成37年度）の推計及び第7期の目標
- 目標の達成状況の点検・調査及び評価等並びに公表

2 計画の基本的記載事項（必須記載事項）

- 日常生活圏域の設定
- 各年度の日常生活圏域ごとの必要利用定員総数の設定
（認知症グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設）
- 各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量
- 各年度の地域支援事業の見込量
- 要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への取組及び目標設定 ※適正化については、任意事項から必須事項へ

3 計画の任意記載事項

- 地域包括ケアシステム構築のための重点的取組事項
 - ①在宅医療・介護連携の推進
 - ②認知症施策の推進
 - ③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
 - ④地域ケア会議の推進
 - ⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 人材確保及び資質の向上
- 各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保方策
- 各年度の地域支援事業に要する費用の額とその見込量の確保方策
- 介護サービス情報の公表に関する事項
- 地域包括支援センターの適切な運営及び評価

※ ●は必須記載事項（基本的記載事項）である。

※「各年度」とは、平成30年度、平成31年度及び平成32年度のことである。

※ 保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定める計画（医療計画、地域福祉計画、障害福祉計画、高齢者居住安定確保計画等）との調和等の規定がある。